

令和5年8月

お客さま各位

沼津信用金庫

「当座勘定規定」の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当金庫は「ことら送金」の取扱いを開始いたします。

これにより令和5年8月23日(水)より平日夜間や土日祝日等においても、「ことら送金」取扱金融機関を通じて個人顧客の当座預金を含む預金口座への入金が可能となることから、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

改定後の規定は、改定前から当座預金をご契約いただいているお客様にも適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

令和5年8月23日(水)

3. 改定内容

(一般用)

新	旧
第10条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金された資金を呈示された手形、小切手の支払に充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u> (3) <u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>	第10条（支払の範囲） (1)同左 新設 (2)同左

(専用約束手形口用)

新	旧
第11条（支払の範囲） (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金された資金を呈示された手形の支払に充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。</u> (3) <u>手形の金額の一部支払はしません。</u>	第11条（支払の範囲） (1)同左 新設 (2)同左

以上